

分類コード	X-1-1-1-02
保存期間	10年(令和12年12月31日まで)

秋本総第52号  
令和2年12月25日

各 所 属 長 殿

秋田県警察本部長

秋田県警察署協議会に関する事務処理要綱の制定について（例規）

警察署協議会の事務処理要領については、「秋田県警察署協議会の設置及び運用等の一部改正について（例規）」（平成21年3月9日付け秋本総第37号。以下「旧例規」という。）により運用してきたところであるが、この度、所要の整備を行い、12月25日から、別添「秋田県警察署協議会に関する事務処理要綱」のとおり運用することとしたので誤りのないようにされたい。

なお、旧例規は、令和2年12月24日をもって廃止する。

## 別添

### 秋田県警察署協議会に関する事務処理要綱

#### 第1 趣旨

この要綱は、秋田県警察署協議会に関する規則（平成13年3月16日公安委員会規則第5号）及びに秋田県警察署協議会委員の委嘱等に関する規程（令和2年12月25日公安委員会規程第2号）で定める警察署協議会（以下「協議会」という。）の事務処理要領に關し必要な事項を定めるものとする。

#### 第2 協議会の委員の身分

協議会の委員（以下「委員」という。）は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第2号に規定する特別職の非常勤職員であり、報酬及び旅費については、秋田県警察署協議会条例（平成13年秋田県条例第43号）の規定に基づき支給される。また、任務の遂行により公務災害を受けたときは、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年秋田県条例第41号）による補償制度の対象となるものである。

#### 第3 委員候補者の選考

##### 1 委員候補者の選考

署長は、委員候補者を選考し、委員の任期が満了となる年の2月末日まで、警務部総務課長（以下「総務課長」という。）を経て本部長に上申するものとする。

##### 2 公募

- (1) 委員候補者の募集（以下「公募」という。）に当たっては、秋田県警察のホームページ並びに秋田県警察本部及び警察署の掲示板に募集案内を掲示するなど可能な限り広く募集を行うものとする。
- (2) 公募の受付は、警務部総務課（以下「総務課」という。）及び警察署で行うものとし、警察署で受理したときは、関係書類を総務課に送付するものとする。

##### 3 委員候補者選考時の留意事項

委員候補者選考時の留意事項については次のとおりとする。

- (1) 委員候補者は、地域住民等の中から地域住民等の意向を代表して、その地域における安全に関する問題について、意見、要望等を表明するにふさわしい者を選考するものとする。
- (2) 委員候補者の選考に当たっては、民意を公正に警察運営に反映させるため、特定の居住地域、所属組織、年齢層等に偏ることのないようにし、自治体、自治会、教育関係団体、防犯関係団体、交通関係団体等の意見を聴いたり、推薦（以下「団体推薦」という。）を受けるように努めるものとする。
- (3) 委員候補者は、当該警察署管内に居住する者又は勤務地を有する者から選考するものとする。
- (4) 団体推薦者及び応募者の積極的な選考に努めるものとする。
- (5) 協議会の政治的中立性が確保されるように配意するものとする。

#### 第4 委員の任期

## 1 任期

委任の任期は2年で、2回に限り再任することができるが、3期6年の在任を保証するものではない。

## 2 再任

本制度は、基本的には多くの住民に参加の機会が与えられている趣旨を踏まえ、署長は、再任に当たり、委員としてふさわしい活動をしたか否か等を検証し、真に適性のある者の選考を行うものとする。

## 第5 委員の委嘱及び解嘱の手続

### 1 委嘱状の交付

- (1) 署長は、公安委員会から委嘱状の送付を受けたときは、当該委員に対して委嘱状を交付するものとする。
- (2) 署長は、委員の委嘱の都度、警察署協議会委員名簿（別紙1）により委員名簿を作成し、保管するものとする。

### 2 委員の解嘱

署長は、公安委員会から解嘱決定通知書の送付を受けたときは、速やかに解嘱される者に交付し、その理由を通知して、弁解の機会を与えるものとする。ただし、所在不明その他の理由により交付できないときは、この限りでない。

### 3 委員の辞職

- (1) 署長は、委員から辞職の申出があったときは、辞職を申し出た委員（以下「辞職予定者」という。）に対し辞職願の提出を求め、本部長を経由して公安委員会に送付するものとする。ただし、所在不明等により辞職願の提出を受けることができないときはこの限りでない。
- (2) 署長は、公安委員会から辞職承認書の送付を受けたときは、辞職予定者に交付するものとする。ただし、所在不明等により交付できないときは、この限りでない。

### 4 欠員が生じた場合の委員の選出

- (1) 署長は、委員の欠員が生じたときは、直ちに補欠委員候補者の選考手続を行い、協議会運営に支障を来すことがないようにすること。
- (2) 補欠委員候補者の選考に当たっては、第3の規定を準用するものとする。
- (3) 欠員の補充については、欠員となった委員の住居地や職業等にとらわれることなく、残任期間、その時点における委員の構成等を考慮の上、幅広く検討するものとする。

## 第6 会長の任期等

会長の任期、再任制限等については、各協議会において定めるものとする。

## 第7 協議会の運営

### 1 諮問事項

署長は、協議会の会議（以下「会議」という。）において、警察署の業務運営や、地域住民がその解決を強く望んでいると認められる犯罪対策や交通事故防止対策等について議題とし、広く意見を聴取するものとする。

### 2 開催時間帯

会議の開催時間帯は、委員の意向を尊重し、執務時間外でも開催するなど、柔

軟な運営に努めるものとする。

### 3 署長等の出席

署長は、会議に出席するものとし、必要により課長等の部下職員を出席させることは、議題に関する者に限り出席させるなど、警察署の業務運営に支障を来すことのないように配意するものとする。

### 4 招集事務

- (1) 署長は、会議を開催するに当たり、あらかじめ協議事項等について委員に通知するとともに、関係資料を事前配布するなど、幅広い意見、要望その他の中出（以下「提言等」という。）に資するものとする。
- (2) 署長は、業務運営に当たり、協議会から意見等を求める必要があると認められるときは、会長に対し、積極的に協議会の招集を求めるものとする。

### 5 意見等に対する措置

- (1) 署長は、協議会からの提言等を受理した場合は、警察署の業務運営に反映させるよう努めるものとする。
- (2) 署長は、諸般の事情により提言等についての対応が困難である場合は、その理由を協議会に説明するものとする。
- (3) 署長は、提言等に対する措置結果について、総務課長を経由して本部長に報告するものとする。

### 6 書面等による協議会

署長は、委員を招集しての会議の開催が困難な場合で、協議会に説明し、意見を求める必要があると認めるときは、会長に対して書面等による協議会の開催を求めることができるものとする。

## 第8 合同警察署協議会

### 1 会長への助言

署長は、隣接する警察署間で共通の問題が提起され、合同で検討する必要があると認められる場合は、関係署長と連携し、合同警察署協議会開催の必要性について会長に助言するものとする。

### 2 開催場所等

合同警察署協議会の開催場所、時間等については、関係協議会の協議によるものとする。

## 第9 警察署協議会会長会議

### 1 招集

警察署協議会会長会議（以下「会長会議」という。）は、本部長が公安委員会と協議の上、招集するものとする。

### 2 議題等

会長会議では、協議会の運営についての協議、情報交換等を行うものとし、議題等は本部長が公安委員会と協議した上で決定し、通知するものとする。

### 3 本部長等の出席

本部長は、必要により公安委員会の承諾を得て各部長等を出席させるものとする。

## 第10 会議録

- 1 署長は、会議の開催の都度、警察署協議会会議録（別紙2）により会議録を作成するものとする。また、会議録には、作成後、速やかに会長の署名を求めるものとする。
- 2 署長は、前項の規定に基づき作成した会議録を保管するものとする。
- 3 書面等による協議会を開催したときは、前項に準じて会議録を作成するものとする。

#### 第11 公安委員会への報告

- 1 署長は、協議会の開催の都度、その結果等を本部長に報告するものとする。
- 2 本部長は、協議会の開催状況、提言等に対する措置結果についてとりまとめ、公安委員会に報告するものとする。
- 3 署長は、協議会の運営に関して支障が生ずるなど特異な状況がある時は、速やかに本部長を経由して公安委員会に報告するものとする。

#### 第12 公表

- 1 委員の氏名公表  
協議会の透明性及び公開制を担保するため、あらかじめ各委員の了解を得た上で氏名を公表するものとする。
- 2 協議会の公表
  - (1) 協議会の場の公開に当たっては、率直な意見の交換が担保されるよう配意するものとする。
  - (2) 協議会の議事の概要は、会長と署長が協議の上、プライバシーにわたる発言等を除き、報道発表等により公表すること。

なお、発言委員の氏名については原則として非公開とするが、公表の必要性が生じる場合は、委員の了解を得た上で氏名の公表を行うものとする。

#### 第13 協議会の事務

- 1 警察本部における協議会に関する事務は、総務課において行うものとする。
- 2 警察署における協議会に関する事務は、各警察署警務課において行うものとする。

#### 第14 委任

この例規に定めるほか、協議会の事務処理に関する細部事項は、署長が定めるものとする。

## 別紙1

## 警察署協議会委員名簿

委嘱番号		委嘱年月日	年 月 日		
		選考区分	<input type="checkbox"/> 再任 <input type="checkbox"/> 公募 <input type="checkbox"/> 他薦		
氏 名		生年月日	年 月 日生 (歳)		
住 所	自宅電話 ( ) -				
職 業	(役職 )				
主要役職等					
略 歷					
備 考					

別紙2

警 察 署 協 議 会 会 議 錄

開 催 日 時		
開 催 場 所		
出席 者 名	協議会委員	
	警 察 署	
内 容		
標記のとおりであることを認めます。		
年 月 日		
警察署協議会会长 氏 名		